

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
K01401	愛知県	外国人雇用特区	<p>我が国において労働力不足が予想される分野に関する資格・技能を有する外国人のうち、我が国の労働者として正式に雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する。</p> <p>受入れ分野及び受入れ人数は、国家戦略特別区域会議の下に「第三者監理協議会」を設置し、当該地域の労働需給や外国人雇用の状況、産業・就業構造等を踏まえ、既存労働者の非自発的な離職が生じないよう、国内労働者の雇用等に十分配慮して決定することとし、対象となる外国人の要件は次のとおりとする。</p> <p>① 受入れ対象分野に係る技能検定3級やそれに類するレベル以上の資格・技能を有すること。 ② 高い日本語能力を有すること。 ③ 外国人技能実習制度を修了した者については、帰国後1年以上経過していること。</p>	<p>今回提案する「産業人材」は現行法に位置付けのない新たな在留資格であり、現行の制度では当該人材を受け入れることができない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項</p>	<p>出入国管理及び難民認定法別表第一の二に新たな在留資格「産業人材」を位置付け、当該人材の本邦での在留を許可する。 また、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令を改正し、「産業人材」の在留資格に関する基準を追加する。</p>	<p>法務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省 財務省</p>	<p>外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「未来投資戦略2017」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。</p>
K02001	大阪府 大阪市	大阪における『グローバル技能外国人材』の受入拡大に向けて	<p>外国人材の受入れ拡大については、2017年1月20日の国家戦略特区諮問会議において、民間有識者から、受け入れ人材の質を担保するための措置を前提として、必要な法的措置を、直ちに講ずべきとの提案がなされたところである。</p> <p>大阪においては、2016年にインバウンドが940万人に達し、国際的な存在感を高めつつある。また、人口が減少する中、東西二極の一極、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンとなる『副首都』として発展を遂げるため、2025年万博や統合型リゾート（IR）のインパクトも活用しつつ、グローバルな競争力を高めようとしている。</p> <p>こうした中、クールジャパン、インバウンド、健康長寿などの分野において、一定の技能を有する外国人材（『グローバル技能外国人材』）の受入れは有効であり、我が国の経済成長にも寄与するものと考えられる。</p> <p>一方、外国人の受入れには、日本人の雇用への影響等を懸念する声もあるが、日本の将来のためには、課題を克服しつつ、積極的に検討・推進していくべきであると考えられる。</p> <p>そのための手段として、ますます国際化する都市のニーズを踏まえ、国家戦略特区を活用した『グローバル技能外国人材』の受け入れについて、関係省庁との調整をすすめ、必要な規制改革など、早急に実現されるよう、望むものである。</p>	<p>クールジャパン、インバウンド、健康長寿などの分野において、一定の技能を有する外国人材に対する在留が認められない場合がある。</p> <p>例) ・美容師、調理師が国家資格を得ても日本で就職できない。 ・専門学校を終了し専門士の称号をえた留学生のホテル、デザイン業、ファッション業等の就職のための在留資格変更における支障</p>	<p>出入国管理及び難民認定法</p>	<p>・対象分野は、インバウンド、クールジャパンなど“包括的に”定めておき、「ホテル」「料理」など具体的な業種は、「区域会議」で機動的に選定できる仕組みにする。 ・資格検定により、技能ある人材を選定する。 ・人材受入れ基準（入国や就労の許可）明確化のための措置</p>	<p>警察庁 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府</p>	<p>クールジャパン・インバウンド外国専門人材の受入れ・就労促進については、現行の在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に係る上陸許可基準の代替措置の検討を行うスキームを国家戦略特区の枠組みの下に設けるといった内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布された。 現在、関係府省間で同法の施行に向けた準備を進めているところであり、本件特例措置の活用により、クールジャパン・インバウンド分野における専門的・技術的分野の外国人の受入れが一層図られるように、政令等の検討を含め、適切な制度設計を行ってまいりたい。</p>
K00101	北九州市	特定活動（アマチュアスポーツ選手）の在留資格取得に係る基準の明確化	<p>本市の実業団スポーツは、オリンピックのマラソン日本代表選手を輩出したり、社会人都市対抗野球大会に出場したりするなど、全国的にも好成績を収めている。これら地元の実業団の活躍は、企業の広告塔としてのPR効果があるほか、市内外の地元意識の高揚やシビックプライドの醸成にもつながっている。</p> <p>また、来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後メダルの獲得が期待できるような若手選手の育成も重要であり、そのためには、国際レベルの海外アマチュアスポーツ選手と切磋琢磨しながら、日々トレーニングを積むような環境づくりが求められている。</p> <p>については、在留資格「特定活動（アマチュアスポーツ）」の緩和により、海外の実力のある外国人選手を地元の実業団に受け入れ、スポーツによる地域活性化と個々の選手の能力向上を図るとともに、受け入れ相手国とのネットワークの構築等をスポーツの大規模大会誘致にもつなげることで、本市の魅力向上を図る。</p> <p>【平成28年6月17日～7月29日募集期間において提案したことから一部変更】</p>	<p>現状の特定活動（アマチュアスポーツ選手）の在留資格の取得要件が、オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者となっているが、審査基準がケースバイケースで分かりづらい。</p>	<p>法務省告示第131号 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」 六 オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額25万円以上の報酬を受けるとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動</p>	<p>在留資格の要件である「その他の国際的な競技会に出場したことがある者」について審査基準を明確化する。 また、専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断した者について、本市が確認書を交付することによって暫定的に「一年間」の在留資格を与え、暫定期間中に国際的な競技会に出場した場合には在留資格の更新を可能とする。</p>	<p>法務省 厚生労働省 文部科学省</p>	<p>御提案内容を踏まえ、これまでの事例を踏まえて告示6号の取扱い等について公表することを検討したい。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
K02003	大阪府 大阪市	大阪における『グローバル技能外国人人材』の受入拡大に向けて	外国人人材の受入れ拡大については、2017年1月20日の国家戦略特区諮問会議において、民間有識者から、受け入れ人材の質を担保するための措置を前提として、必要な法的措置を、直ちに講ずべきとの提案がなされたところである。大阪においては、2016年にインバウンドが940万人に達し、国際的な存在感を高めつつある。また、人口が減少する中、東西二極の一極、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンとなる『副首都』として発展を遂げるため、2025年万博や統合型リゾート(IR)のインパクトも活用しつつ、グローバルな競争力を高めようとしている。 こうした中、クールジャパン、インバウンド、健康長寿などの分野において、一定の技能を有する外国人人材(『グローバル技能外国人人材』)の受入れは有効であり、我が国の経済成長にも寄与するものと考え。 一方、外国人の受入れには、日本人の雇用への影響等を懸念する声もあるが、日本の将来のためには、課題を克服しつつ、積極的に検討・推進していくべきであると考え。 そのための手段として、ますます国際化する都市のニーズを踏まえ、国家戦略特区を活用した『グローバル技能外国人人材』の受け入れについて、関係省庁との調整をすすめ、必要な規制改革など、早急を実現されるよう、望むものである。	技能実習が最長5年で終了後は帰国し母国における技術移転が前提で、再入国し就労することができない。また、技能実習終了後に日本で就職を希望する外国人材に対する在留が認められていない。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 出入国管理及び難民認定法	技能実習を終えた人材で、高い技能を活かして就職を希望する場合の在留資格の充実。	法務省 厚生労働省	深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法の一部が改正され、「特定技能」の在留資格が創設された。